

今後の地方教育行政の在り方についての意見

平成 25 年 11 月 5 日
全日本教職員連盟

1 教育委員会制度の見直しについて

- 地域教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保、地域住民の意向の反映という教育委員会制度の趣旨を尊重し、真に子供たちへの質の高い教育の提供につながる制度の見直しとする。

2 地域教育行政における責任の所在について

- 山積する教育課題に対する迅速な意思決定を期するために、地域教育行政を実質的に担っている常勤の教育長をその責任者とする。
- 教育長は、教育委員会で審議された内容を尊重し、事務局を指揮監督し具現化を図る。また、議会に対する地域教育行政の説明責任を負う。
- 教育長には教育行政の専門家を配置し、教育委員を兼任しない。教育長としての資質・能力の向上を図るために、国が研修の機会の充実を図る。
- 地域教育の文教予算を充実させるために、予算編成において、首長は教育長の意向を十分に反映する。
- 合議制による教育委員会を、教育長の諮問機関、チェック機関とする。
- 教育委員会は、地域教育における重要事項や基本方針を審議するとともに、教育長が担う地域教育行政に対する点検・評価を行う。事務局は、教育委員会に対して積極的に情報を提供し、共有化を図る。教育委員会は必要に応じて事務局に対し情報の提供を求めることができるようにする。

3 政治的中立性の確保について

- 合議制による教育委員会及び教育委員会事務局は、首長から独立性を持った機関とする。
- 首長は、議会の同意を得て教育長を任命するが、教育長、教育委員には、政治的な活動を厳密に制限する。
- 教育委員には、教育に識見を持ち使命感と情熱をもって活動できる人物を任命する。名誉職的な人選を排除する。

4 継続性・安定性の確保について

- 首長、教育長が交代する度に地域の教育方針が大きく変更されることは、学校現場に混乱を来すことにつながる。特に義務教育においては、学習期間を通じて一貫した教育方針の下、継続的・安定的に行われることが必要であることから、教育委員の任期及び交代は現行制度を継続し、時期が重ならないようにする。

5 地域住民の意向の反映について

- 住民から選ばれた首長の意向を地域教育行政に反映させるために、首長と教育長は一定の頻度で協議の場を設ける。
- 教育委員会は、会議や議事録を原則公開し、地域における様々な教育諸課

題に対し、地域住民の意見を広く聴取する機会を設ける。

6 学校現場に対する支援体制の充実について

- 現在の学校現場においては、学力の向上、児童生徒の問題行動、保護者や地域からの要求等、教育諸課題が山積しており、予期しない突発的な事案も発生する。教育行政においては、こうした学校現場の課題に対し、迅速に対応できる事務局体制を構築するとともに、教育委員会による専門的、技術的な指導や助言に基づく適切な対応の方向性を、教育長の責任において明確に示していくことが重要である。
- 教育委員会の専門的、技術的な指導や助言を学校現場に生かすためには、指導主事等の専門職の増員を図る必要がある。
- 小規模市町村の教育委員会事務局は、周辺市町村と積極的に連携、共同設置による広域化を進めることによって、財政基盤を確保し、指導主事の複数配置が可能な事務局体制の充実を図る必要がある。

7 教職員の人事権・給与負担について

- 市町村への教職員の人事権と給与負担の移譲は、責任ある地域教育行政を行うための必要な考え方の一つである。
- 人事権の移譲については、採用・人事異動等に係る市町村の事務局の体制強化や、山間部や離島を有する市町村における人材確保等の課題が挙げられる。地域間の教育格差が生じたり、教育の機会均等や教育水準の維持向上が損なわれたりしないよう制度設計を行う必要がある。
- 給与負担については、現行制度においても地域によって教職員給与に格差が生じていることから、給与負担を市町村に移譲すれば、その格差は更に広がることが懸念される。どの地域においても優秀な人材が確保できるようにするためにも、地域の財政状況に左右されない教職員給与制度を確立することが望まれる。
- そのためには、義務教育費国庫負担制度の負担割合の見直し等、教職員の待遇改善も必要である。

8 国と都道府県・市町村との関係について

- 教育における地方分権化については、全国どの地域においても、法令を遵守し、正しい教育が行われていることが大前提である。
- 全国どの地域においても、教育の機会均等、教育水準の維持向上が図られるためには、公教育に対する責任は最終的には国が有することから、法令に違反している地域には、国による是正の徹底が必要である。
- 学校現場において、国が示す学習指導要領を円滑に実施するためにも、教材費や図書費等の教育予算については、地域によって支出に格差が生じないよう、義務教育費国庫負担金の中に組み入れるべきである。